

## 盛岡大学・盛岡大学短期大学部機関リポジトリ規程

(趣旨)

第1条 この規程は、盛岡大学・盛岡大学短期大学部（以下「本学」という。）において運用する盛岡大学・盛岡大学短期大学部機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 リポジトリは、本学において生成された学術研究の成果物（以下「成果物」という。）を電子的形態で収集、恒久的に蓄積及び保存し、学内外へ電子的手段によって無償で発信することにより、本学学術研究の発展に資するとともに社会に貢献することを目的とする。

(管理・運用)

第3条 リポジトリの管理・運用は盛岡大学図書館（以下「当館」という。）が行い、管理責任者を図書館長（以下「館長」という。）とする。

(登録者)

第4条 リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は、本学の専任教職員若しくは専任教職員として在籍したことのある者とする。

(登録要件及びコンテンツ)

第5条 リポジトリに登録できる成果物は登録者が作成に関与したもので、学術的価値を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学術雑誌論文 (journal article, 学術雑誌に掲載された論文)
- (2) 紀要論文 (department bulletin paper, 紀要類に掲載された論文)
- (3) 一般雑誌記事 (article, 学術論文以外の記事(コラム等))
- (4) 会議発表論文 (conference paper, 会議の報告書等に掲載された論文)
- (5) テクニカルレポート (technical report, テクニカルレポート、ディスカッションペーパー、ワーキングペーパー等の機関発行の報告書)
- (6) 研究報告書 (research paper, 研究助成金に係る研究成果報告書)
- (7) その他館長が認めた学術的に意義があるもの

2 成果物は、原則として内外の学術機関等により公表されたものであり、法令、学会投稿規程等及び出版社との契約条項等並びに公序良俗等に照らして問題が生じないと館長が判断したもので、インターネットを通じて配信できるものでなければならない。

3 掲載する研究成果の範囲（筆者、分野等）は、発行する学術機関等の投稿規程に拠るものとする。

(登録された成果物の取扱い)

第6条 リポジトリに登録する成果物に関するデータの取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 成果物を複製、メタデータを付与してリポジトリに登録、インターネットを通じて無償で公開する。

- (2) 成果物保全のため複製及び媒体変換を行い、これを保持する。
- (3) 学内外のデータベースとの連携のため、メタデータ及びリンク情報を提供する。  
(登録手続き)

第7条 登録希望者は、前条の各号に定めるリポジトリの登録された成果物の取扱いを承諾したうえで、別に定める登録申請書(様式)に成果物を添えて当館へ提出する。

- 2 第5条第1項第2号に定める成果物について、継続的に刊行される成果物で、紀要投稿規程等に著作権上の複製権及び公衆送信権の規定ある場合に限り、登録申請書の提出を省略できる。

(著作権及び利用許諾)

第8条 成果物の著作権については、リポジトリへ登録後も原著作権者に帰属する。

- 2 登録申請にかかる許諾は成果物の複製と公衆送信に限るものとする。
- 3 成果物の著作権に係る利用許諾の取扱いに関しては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 著作権が成果物の登録者のみに帰属している場合は、登録者は本学に対し第6条各号の定めについて無償で許諾する。
- (2) 登録しようとする成果物が、共同研究等により複数の著作権者にわたる場合は、登録者はすべての著作権者の許諾を得ておくものとする。

(利用条件)

第9条 リポジトリを利用する者(以下「利用者」という。)は、次の各号の定めを遵守しなければならない。

- (1) 複製及び引用等について、著作権法の範囲内で行う。
- (2) 著作権法に定める利用条件の範囲を超えて利用する場合、事前に成果物の著作権者から当該利用に係る許諾を得る。
- (3) リポジトリの運用に支障をきたすおそれのある行為をしてはならない。

(公開の停止及び削除)

第10条 リポジトリに登録された成果物は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開停止または削除する。

- (1) 登録者が成果物の公開停止等を申請し、館長が承認した場合
- (2) 盗用、剽窃等が発見され内容が不適切であると館長が判断した場合
- (3) 第5条第2項の定め疑義があり、館長が公開停止等を決定した場合

(免責事項)

第11条 リポジトリに登録された成果物の内容に関する責任は登録者が負うものとする。

- 2 本学はリポジトリの登録、公開及びその利用による登録者、利用者の損害並びに不利益等について、一切の責任を負わない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、盛岡大学図書館委員会で審議のうえ、館長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 盛岡大学・盛岡大学短期大学部機関リポジトリ運用指針（平成28年10月27日付図書館委員会議決）は廃止する。